

令和5年4月1日

従業者各位

特定非営利活動法人優遊

代表 長澤恵美子

処遇改善手当、特定処遇改善手当及び特例交付金の支給について（通知）

職員給与規程と非常勤職員就業規則の定めにより、令和5年度の処遇改善手当、特定処遇改善手当及び特例交付金を以下の通り支給することを通知いたします。

### 記

#### ■処遇改善手当

1. 常勤職員については、毎月、基本給に応じて定額を支給する。
2. 非常勤職員については、毎月、勤務時間と泊まり回数に応じて定額を支給する。
3. 処遇改善加算の給付に残額がある場合は、令和5年7月度、11月度及び令和6年3月度給与支給時に、職員の基本給または勤務時間等に応じてこれを配分し、支給する。

#### ■特定処遇改善手当

1. 介護福祉士として10年以上の勤務経験のある常勤職員については、毎月、基本給に応じて定額を支給する。
2. その他の障がい福祉職員については、令和5年11月度及び令和6年3月度給与支給時に、基本給または勤務時間に応じて金額を決定し、支給する。ただし、介護福祉士として10年以上の勤務経験のある者については、同じ資格・経験のない者に比べて5割増し以上の金額を支給する。

#### ■特例交付金（ベースアップ等支援加算金）

1. 常勤職員については、毎月、基本給に応じて定額を支給する。
2. 非常勤職員については、毎月、勤務時間に応じて定額を支給する。
3. 処遇改善加算の給付に残額がある場合は、令和5年11月度及び令和6年3月度給与支給時に、職員の基本給または勤務時間に応じてこれを配分し、支給する。

以上